建築物エネルギー消費性能向上計画の認定建築主（認定を受けた方）、その代理者の方へ

## **建築工事完了時の報告について**

　小平市は、建築物エネルギー消費性能向上計画(省エネ向上計画)の認定建築主（認定を受けた方）に対し、省エネ向上計画に従って建築されることを確保するため、認定建築物の建築の状況について報告を求めることとしています。

　認定建築主は、省エネ向上計画認定建築物の建築工事完了後、速やかに建築基準法に基づく完了検査申請とは別に、所定の様式にて報告を行ってください。

|  |
| --- |
| 根拠規定  ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条  ・小平市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条 |

**〇報告様式「工事完了報告書」（別記様式第15号／第16号）**

**〇報告の際、省エネ向上計画に従って建築工事が行われた旨を建築士等が確認した書類として、下記の全ての書類を添付してください。**

・工事の完了を確認することができる図書（建築基準法に基づく検査済証の写し等）

・建築士法第２０条第3項に規定する工事監理報告書の写し

・工事施工写真

－　外皮性能が証明できるもの（床、外壁、天井、屋根等の断熱材等の施工状況）  
－　一次エネルギーに関する設備がわかるもの（空調、照明、換気、給湯等）  
－　「選択的項目」に関する措置が証明できるもの（節水トイレ、木造の軸組等）

※工事監理報告書の記載により、省エネ向上計画に従って建築工事が行われたことが確認できる場合は、工事施工写真は省略できるものとします。

**〇下記の場合には「新築等状況報告書」（別記様式第12号）にてご報告ください。（添付書類についてはお問合せください。）**

・不動産売買等による建物名義の変更および地番の変更があった場合

・認定時に設置しないものとした設備等を認定後に設置する場合

・その他軽微な変更があった場合



　　様式は、小平市都市開発部建築指導課ＨＰ（右の二次元バーコード）よりダウンロードすることができます。

(https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/087/087108.html)